

議第 133 号

令和 5 年度下呂市水道事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 5 年度下呂市一般会計は、次のとおり令和 5 年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 44,984 千円

令和 5 年 12 月 20 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

市民及び事業者等に対する物価高騰支援として、国の交付金を活用し、水道料基本料金 2 か月分を減免することとし、水道料減免分及びこれに係る経費を基準外繰出することについて議決を求めるもの。